



ウィークリースタンスの取組

ウィークリースタンスとは

- 工事系委託業務における受注者と発注者相互の仕事の進め方についての取決め
- 受発注者で取り組む1週間のルール・約束事・スタンスを定め、計画的に業務を履行(4つの取組内容)

目的・背景

- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」改正(令和元年6月)
- 改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」が目標
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、効率的・効果的な業務実施により長時間労働を抑制

4つの取組内容

フライデー・ノーリクエスト
/マンデー・ノーピリオド

ウェンズデー・ホーム

中長期的な担い手
の育成・確保

ワンデーレスポンス
(※1)

その他受発注者が必要とする
取組(※2)

※1 発注者は、受注者からの協議等に対する指示・通知は、基本的にその日のうちに回答する。ただし、その日のうちの回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者が協議のうえ、回答期限を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちに行う。

※2 例：打合せ開始時間を業務時間外に設けない 等

■ **対象業務**：天候等により進捗が大きく左右されない全ての工事系委託業務
(緊急を要する業務(災害に係る調査や復旧設計等)は除く)

■ 進め方

業務打合せ時に、取組内容を受発注者で確認・調整のうえ、打合せ記録簿に記録する。

<具体的な進め方>

- ① 初回打合せにて、別紙-1(チェックシート)により、受発注者で取組内容を調整し設定する。設定した内容は、打合せ記録簿に添付する。
- ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況を確認し、必要なフォローアップ等を行う。
- ③ 成果品納入時に、受注者は取組結果を別紙-2(取組結果+アンケート)に記録し、発注者と取組効果や課題等を確認したうえで、打合せ記録簿に添付する。

🔍 神奈川県 ウィークリースタンス

<問合せ先>

神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ
電話：045-210-1111(内線6122)
メール：gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp